

令和7年度被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会

日時：令和7年5月26日（月）13：00～16：10

場所：岩手県高校教育会館 2階 小・中会議室

次 第

- 1 開会（13：00）
- 2 挨拶（13：00～13：02）
- 3 委員紹介及び委員長、委員長職務代理執行者の選任（13：02～13：05）
- 4 選定方法の説明等（13：05～13：30）
休 憩（13：30～13：40）
- 5 公開プレゼンテーション（13：40～15：00）…4事業者
休 憩（15：00～15：10）
- 6 審議（15：10～16：10）
- 7 閉会（16：10）

○添付資料

1. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿（審査委員・事務局）
 - ・ 出席者名簿（事業者）
2. 会議資料
 - ・ P1 令和7年度被災者の参画による心の復興事業費補助金の補助事業者の選定方法等について
 - ・ P2 令和7年度被災者の参画による心の復興事業応募事業一覧
 - ・ P4 令和6年度被災者の参画による心の復興事業応募事業一覧
 - ・ P6 令和5年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P8 令和4年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P10 令和3年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P12 令和2年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P14 令和元年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P16 平成30年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P18 平成29年度被災者の参画による心の復興事業補助事業一覧（参考）
 - ・ P20 被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係るFAQ
 - ・ P24 被災者の参画による心の復興事業費補助金募集要項・応募関係様式（記載例あり）
 - ・ P57 （参考）交付要綱様式13号 令和6年度被災者の参画による心の復興事業費補助金事業成果報告書（3事業者分）
3. 応募事業者プレゼンテーション資料
 - ・ プレゼンテーション資料（4事業者分）
4. 参考資料：条例等
 - ・ 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）
 - ・ 被災者の参画による心の復興事業の選定に係る審査要領
 - ・ 被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱（本文のみ）
 - ・ 被災者の参画による心の復興事業費補助金実施要領（本文のみ）

令和7年度被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会
出席者名簿

令和7年5月26日

○審査委員

所属	職名	氏名	備考
岩手県立大学	客員教授	齋藤 昭彦	
特定非営利活動法人 アットマークリアス NPOサポートセンター	代表理事	鹿野 順一	
一般社団法人 岩手県中小企業診断士協会	中小企業診断士	中村 健	
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	地域福祉企画部 副部長	田澤 晶子	

○事務局

所属	職名	氏名
岩手県復興防災部 復興くらし再建課	総括課長	藤川 耕平
〃	被災者生活再建課長	太田 栄時
〃	主査	矢羽々 有
〃	主事	伊藤 寛治
〃	会計年度任用職員	小埜寺 祐子
〃	会計年度任用職員	松家 幹

令和7年度被災者の参画による心の復興事業費補助金の補助事業者の選定方法等について

令和7年5月26日

1 応募の状況

- (1) 応募者数 4 者（一般事業 3 者、特別事業 1 者）
- (2) 申請額 合計 853.7 万円（予算額：950 万円）

（参考・昨年度までの申請状況等）

年度	応募者数・申請額	採択者数	交付決定者数・交付決定額	備考
H29	11 者・2,810 万円	10 者	9 者・1,781 万円	1 者辞退
H30	12 者・2,673 万円 うち二次募集 2 者・485 万円	10 者	9 者・1,867 万円	1 者辞退
R 元	15 者・3,642 万円 うち二次募集 1 者・192 万円	13 者	13 者・2,858 万円	
R 2	10 者・2,230 万円 うち二次募集 1 者・167 万円	9 者	9 者・2,006 万円	
R 3	8 者・1,815 万円 うち二次募集 2 者・292 万円	6 者	6 者・1,047 万円	
R 4	7 者・1,230 万円 うち二次募集 3 者・439 万円	3 者	3 者・594 万円	
R 5	8 者・2,069 万円	5 者	5 者・1,312 万円	
R 6	5 者・931 万円	3 者	3 者・631 万円	

2 補助金額

1 事業あたり 200 万円を上限とする（以下「一般事業」という。）。

なお、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業（以下「特別事業」という。）にあつては、150 万円を上限に知事が認める額を加算（合計 350 万円）する。

3 審査方法

- (1) 応募書類、プレゼンテーション資料及び質疑応答をもとに、審査基準に基づき「被災者の参画による心の復興事業審査票（以下「審査票」という。）」により、5 段階で評価する。
- (2) 評価は、絶対評価で行い、各委員 100 点満点とする。
- (3) 選定事業は、原則として各委員の評価点の平均点が 65 点以上かつ委員の半数以上が 65 点以上の評価点の事業とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、審査委員会の議論によっては、選定を保留する場合がある。

4 本日の審査の流れ

- (1) プレゼンテーション（13：40～15：00）
 - ① プレゼンテーションを終えた後、事務局が4事業者分の審査票を一旦回収し、点数を集計します。
 - ② 回収した審査票は、審議開始前に、返却します。
- (2) 審議（15：10～16：10）
 - ① 各委員の採点結果を確認します。
 - ② 一般事業及び特別事業について一括して審議を行い、選定する事業を決定します。

5 その他

- ・ 審査結果については、全応募者に通知するとともに、県のホームページに公表予定であること。
- ・ 公開部分（プレゼンテーション及び質疑応答）の会議録についても、同様であること。

岩手県附属機関条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関(法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。)の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌)

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関(以下「審議会等」という。)は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもつて組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 審議会等に、会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置き、委員の互選とする。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県商工観光審議会

- (4) 岩手県農政審議会
- (5) 岩手県水産審議会
- (6) 岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会等のうち次に掲げるものに、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
- (4) 岩手県自殺対策推進協議会
- (5) 岩手県商工観光審議会
- (6) 岩手県農政審議会
- (7) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (8) 岩手県水産審議会

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから執行機関が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会等のうち次に掲げるものに、部会を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
- (4) 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会
- (5) 岩手県自殺対策推進協議会
- (6) 岩手県商工観光審議会
- (7) 岩手県農政審議会
- (8) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (9) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会

2 部会は、会長等の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 審議会等は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会等の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第5項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と、前条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例(昭和38年岩手県条例第44号)
- (2) 岩手県財産評価審議会条例(昭和39年岩手県条例第20号)

- (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例(昭和39年岩手県条例第63号)
- (4) 岩手県農政審議会条例(昭和47年岩手県条例第9号)
- (5) 岩手県水産審議会条例(昭和48年岩手県条例第46号)
- (6) 岩手県商工観光審議会条例(昭和49年岩手県条例第6号)
- (7) 岩手県総合計画審議会条例(昭和54年岩手県条例第29号)
- (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例(平成15年岩手県条例第36号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関(次項において「旧附属機関」という。)は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関(次項において「新附属機関」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中小企業振興条例の一部改正)

5 中小企業振興条例(平成27年岩手県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本計画) 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県商工観光審議会条例(昭和49年岩手県条例第6号)第1条第1項に規定する岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]	(基本計画) 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)別表第7の1の項に掲げる岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1(第2条、第3条関係)

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県総合計画審議会	知事の諮問に応じ、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議すること。	20人	(1) 市町村長 (2) 学識経験者	2年

別表第2（第2条、第3条関係）

総務関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県財産評価審議会	知事の諮問に応じ、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合における当該公有財産の評価について調査審議すること。	4人	学識経験者	2年
2 岩手県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 県勢功労者顕彰選考委員会	知事の諮問に応じ、県勢功労者顕彰の候補者の選考について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

別表第3（第2条、第3条関係）

復興防災関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県東日本大震災津波復興委員会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。）により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項について調査審議すること。	25人	復興施策の推進に関し優れた識見を有する者	2年
2 東日本大震災津波伝承館運営協議会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波伝承館の事業の運営に関する事項について調査審議すること。	12人	当該調査審議の対象となる事項に関し優れた識見を有する者	2年

別表第4（第2条、第3条関係）

ふるさと振興関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県情報システム関連調達に関する技術的審査委員会	知事の諮問に応じ、県が締結する情報システムの開発、保守その他の情報システムに関する役務の調達契約（知事が別に定めるものに限る。）に係る競争入札の落札者の決定基準その他必要な事項について調査審議し、及び当該調達契約に係る提案書の内容を審査すること。	10人	(1) 情報システムに関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議及び審査が終了するまでの間

別表第5（第2条、第3条関係）

文化スポーツ関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会	世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産の拡張のための推薦書の作成に関し必要な事項について調査審議すること。	10人	文化財等に関し優れた識見を有する者	1年

別表第6（第2条、第3条関係）

保健福祉関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県健康増進計画推進協議会	知事の諮問に応じ、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画の策定及び推進に関し必要な事項について調査審議すること。	25人	(1) 医療関係団体その他の関係団体の役職員 (2) 保険者を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、健康の増進に関する施策の推進に関し識見を有する者	2年
2 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会	知事の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護	20人	(1) 市町村長 (2) 福祉関係団体、医療関係団体その他の関係団体の役職員	3年

	保険事業支援計画の策定及び推進その他高齢者の福祉の施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。		(3) 学識経験者 (4) 被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者福祉又は介護福祉に関し識見を有する者	
3 岩手県リハビリテーション協議会	知事の諮問に応じ、地域におけるリハビリテーションの適切な円滑な提供に関し必要な事項について調査審議すること。	20人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	2年
4 岩手県自殺対策推進協議会	知事の諮問に応じ、県の総合的な自殺対策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	50人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、自殺対策の推進に関し識見を有する者	2年

別表第7（第2条、第3条関係）

商工労働観光関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県商工観光審議会	知事の諮問に応じ総合的な商工業及び観光の振興に係る施策の推進に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 商業、工業、鉱業若しくは観光業に属する事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員又は当該事業を営む者の従業者 (3) 前2号に掲げる者のほか、商工業及び観光の振興並びにこれによる	2年

			雇用の創出に関し優れた識見を有する者	
2 岩手県経営革新計画評価委員会	知事の諮問に応じ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画（以下この項において「計画」という。）の評価その他計画の承認に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	(1) 中小企業分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会	知事の諮問に応じ、岩手県信用保証協会常勤理事の候補者の選考について調査審議すること。	3人	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会の業務を理解し、及び中小企業分野等に関し優れた識見を有する者	3年

別表第8（第2条、第3条関係）

農林水産関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県農政審議会	知事の諮問に応じ総合的な農業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	30人	(1) 市町村長 (2) 農林業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会	知事の諮問に応じ、農林水産物及び農林水産物を利用した加工食品（以下この項において「農林水産物等」という。）の認証制度に関する重要事項について調査審議すること。	15人	(1) 農林水産物等の生産者団体の役職員 (2) 農林水産物等の流通に関する事業を行う団体の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 学識経験者	2年

			(5) 関係行政機関の職員	
3 岩手県多面的機能支払制度推進委員会	知事の諮問に応じ、多面的機能支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	学識経験者	3年
4 岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会	知事の諮問に応じ、中山間地域等直接支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	9人	(1) 学識経験者 (2) 報道機関の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、制度に関し優れた識見を有する者	5年
5 いわての森林づくり県民税事業評価委員会	知事の諮問に応じいわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第1条に規定する森林環境の保全に関する施策（以下この項において「施策」という。）について調査審議し、及び評価を行い、並びに施策について知事に意見を述べること。	10人	(1) 学識経験者 (2) 商工関係団体の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、施策に関し優れた識見を有する者	2年
6 岩手県水産審議会	知事の諮問に応じ総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 水産業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員	2年

別表第9（第2条、第3条関係）

出納関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県営建設工事入札契約適正化委員会	知事の諮問に応じ県営建設工事（県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この項において同じ。）の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善に関することその他の県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	8人	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に関し優れた識見を有し、県営建設工事の入札及び契約に関し公正な判断をすることができる者	2年
2 岩手県政府調達苦情検討委員会	県の機関及び県が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が行う調達であって政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となるものに係る苦情の申立てについて調査審議すること。	5人	地方公共団体の入札及び契約に関する制度に関し優れた識見を有する者	2年

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項について調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者	2年

3 岩手県美術品 収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年
---------------------	--	-----	-------	----

別表第11（第2条、第3条関係）

執行機関共通附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会	執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	8人	(1) 当該公の施設の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公の施設の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、当該公の施設の運営に関し優れた識見を有するもの (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
2 委託業務企画提案等審査委員会	執行機関の諮問に応じ、県が発注する委託業務その他の業務（以下この項において「委託業務等」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方の候補者の決定のために実施する公募により提出された提案書の内容を審査し、及び当該委託業務等に係る同令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の落札者の決定に関する事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該委託業務等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る審査及び調査審議が終了するまでの間
3 補助金等審査委員会	執行機関の諮問に応じ、補助金（相当の反対給付を受けないで交付する補助金以外の給付金を含む。）、利子補給金その他これらに類するものの交付又は貸付金の貸付け（以下この項において「補助金の交付等」という。）の対象となる者、事業等の決定に係る申請書等の内容を審査し、及び当該補助金の交付等	20人	(1) 当該補助金の交付等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る審査及び調査審議が終了するまでの間

	に関し必要な事項について調査審議すること。			
4 被表彰候補者等選考委員会	執行機関の諮問に応じ、表彰（県勢功労者顕彰を除く。）、認定その他これらに類するもの（以下この項において「表彰等」という。）の対象となる候補者の選考その他選考に関し必要な事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該表彰等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

被災者の参画による心の復興事業の選定に係る審査要領

第1 趣旨

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号。）第2条第2項別表第11に基づき、被災者の参画による心の復興事業（以下「心の復興事業」という。）の選定に当たり、審査に必要な事項を定める。

第2 選定

心の復興事業の選定は、被災者の参画による心の復興事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

第3 審査対象者

審査対象者は、被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3に定める支援団体等のうち、県の指定する期日までに、指定した様式、方法で申し込んだ団体等であること。

第4 審査方法

- 1 審査は、次の手順により、応募書類一式及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断して実施する。ただし、審査委員会委員の集合による審議が困難である場合等には、プレゼンテーションの実施を省略し、書面による審査のみとすることができるものとする。
 - (1) 応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答をもとに、第5の審査基準に基づき別紙「被災者の参画による心の復興事業審査票（以下「審査票」という。）」により、5段階で評価する。
 - (2) 評価は、絶対評価で行い、各委員100点満点とする。
 - (3) 選定事業は、原則として各委員の評価点の平均点が65点以上かつ委員の半数以上が65点以上の評価点の事業とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、審査委員会の議論によっては、選定を保留する場合がある。
 - (4) (3)により選定された事業の申請総額が予算額を上回る場合、各委員の評価点の平均点の順に事業の順位付けを行い、最終的な選定事業を決定する。
- 2 前項の手順により難しい場合は、審査委員会において協議のうえ、決定する。

第5 審査基準

- 1 審査は、交付要綱別表第1に定める事業効果が特に高いと見込まれる事業を除き、次の基準により実施するものとする。
 - (1) 被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。
 - (2) 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
 - (3) コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。
 - (4) 対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加及び交流が図られる仕組みが設けられている事業であること。
 - (5) 事業終了後の被災者による自立的な事業展開を見据えている事業であること。
 - (6) 企画の段階から対象地域の被災者及び地域住民等がともに参加する仕組みが設けられている事業であること。
 - (7) 費用対効果の観点から妥当な事業であること。
 - (8) 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
 - (9) 事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であること。
 - (10) 事業の取組スケジュールが無理のない内容となっていること。
 - (11) 経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組であること。
- 2 交付要綱別表第1に定める事業効果が特に高いと見込まれる事業の審査は、次の基準により実施するものとする。
 - (1) 被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。

- (2) 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
- (3) コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。
- (4) 対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加及び交流が図られる仕組みが設けられている事業であること。
- (5) 参加者の半数以上が災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられている事業であること。
- (6) 孤立のリスクのある被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられている事業であること。
- (7) 事業に参画した被災者が、自主的に事業を展開するための仕組みが設けられている事業であること。
- (8) 企画の段階から対象地域の被災者及び地域住民等がともに参加する仕組みが設けられている事業であること。
- (9) 費用対効果の観点から妥当な事業であること。
- (10) 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
- (11) 事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であること。
- (12) 事業の取組スケジュールが無理のない内容となっていること。
- (13) 経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組であること。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災津波による被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するとともに、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の推進を図るため、被災者の積極的な参画の下、支援団体等が被災者の生きがいづくり等に効果的な支援活動を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 東日本大震災津波による被災者をいう。
- (2) 支援団体等 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合、株式会社等の団体（複数の団体等を構成員に含む協議体を含む。）をいう。

(補助事業者)

第3 補助事業者は、第4に規定する事業を行う支援団体等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的としていないこと。
- (2) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (3) 補助事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (4) 団体の組織及び活動に関する情報開示がなされていること又は補助事業の取組期間中に適正な情報開示がなされる予定であること。
- (5) 継続的に活動を行う団体であること。
- (6) 定款規約若しくはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備されていること又は補助事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 支援団体等が協議体である場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 構成員である団体等が前項に掲げる要件に適合すること。
- (2) 代表者が定められていること。
- (3) 補助事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が定められていること。

ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

- イ 協議体の意思決定方法
- ウ 協議体を解散した場合の地位の継承者
- エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
- オ その他協議体の運営に関して必要な事項

(4) 補助事業を行うための一連の手続について、複数の者が関与する等、事務手続に係る誤りや不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(補助金の交付の対象となる事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 被災者自身が主体的に参画し、活動する機会を創出する事業であること。
- (2) 被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であること。
- (3) コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であること。
- (4) 対象地域において、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる事業であること。
- (5) 継続的に被災者が参加できる事業であること。
- (6) 震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業にあつては、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であること。
- (7) 費用対効果の観点から妥当な事業であること。
- (8) 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。
- (9) 事業の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事業でないこと。
- (10) 対象地域が県内の複数の自治体に渡る事業であること。
- (11) 復興庁又は他の自治体を実施する「心の復興」事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第5 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1の区分に掲げる経費のうち、既に公的機関等の補助金を活用している経費は、補助対象外とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の2割を超える増減を伴う変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業実施主体の変更
- (4) 補助事業対象地域の変更
- (5) 補助事業内容の重大な変更

(申請の取下期日)

第7 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日を経過する日とする。

(財産の管理等)

第8 補助事業者は、補助対象事業の実施によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第1号）を備えて管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9 規則第19条第1項の知事が定める期間は、財産の種別に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数のとおりとする。

2 規則第19条第1項第2号の機械及び重要な器具で知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第10 補助事業者は、知事から求めにより、補助事業の遂行の状況に係る報告をしなければならない。

(立入検査等)

第11 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第12 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、証拠書類とともに、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(前金払)

第13 知事は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、被災者の参画による心の復興事業費補助金前金払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第14 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに被災者の参画による心の復興事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第3号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第15 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補助金の収益納付）

第16 補助事業者は、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、被災者の参画による心の復興事業費補助金収益状況報告書（様式第4号）により、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（補則）

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1（第5関係）

補助対象経費		
補助対象経費は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1 必要最小限の経費であること。 2 事業実施期間内に契約、取得及び支払いを完了した経費であること。 3 使途、単価、規模等が証拠書類等により確認可能な経費であること。 4 支援団体等の運営に必要な経常的な経費でないこと。		
区分	経費	補助額
報酬 賃金 共済費	補助対象事業の実施に直接必要な職員の雇用等に要する経費等	当該経費に相当する額。ただし、1事業当たり200万円を限度とする。 なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 おって、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業にあつては、上記の限度額に150万円を上限に知事が認める額を加算する。
報償費	補助対象事業の実施に直接必要な講師等に対する報償費等	
旅費	補助対象事業の実施に直接必要な旅費及び宿泊費	
需用費	補助対象事業の実施に直接必要な消耗品費、燃料費、茶菓代、用紙代及び印刷代等	
役務費	補助対象事業の実施に直接必要な通信運搬費、広告料、保険料、振込手数料等	
委託料	補助対象事業の実施に直接必要な外部への業務の一部委託に要する費用等	
使用料	補助対象事業の実施に直接必要な有料道路使用料や会議室借料等	
賃借料	補助対象事業の実施に直接必要な建物や駐車場等の賃借料	
備品購入費	補助対象事業の実施に直接必要な備品の購入に要する経費	

別表第2（第15関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定による 書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金交付申請書	第5号	1部	別に定める。
	1 所要額明細書	第6号	1部	
	2 事業計画書	第7号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第6条 第1項第1 号から第3 号までの規 定により承 認を受ける 場合の書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第8号	1部	当該事業の変 更、中止又は 廃止を行う日 の10日前まで
	1 所要額明細書	第6号	1部	
	2 事業計画書	第7号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書類			
規則第6条 第1項第4 号の規定に より知事に 報告する場 合の書類	被災者の参画による心の復興事業費補助金遂行状況報告書 1 知事が必要と認める書類	第9号	1部	当該事由が生 じた後、遅滞 なく
規則第13条 第1項の規 定による書 類	被災者の参画による心の復興事業費補助金実績報告書	第10号	1部	別に定める。
	1 実績調書	第11号	1部	
	2 精算額明細書	第12号	1部	
	3 事業成果報告書	第13号	1部	
	4 取得財産等管理明細書	第14号	1部	
	5 その他知事が必要と認める書類			
	被災者の参画による心の復興事業費補助金請求書	第15号	1部	別に定める。

被災者の参画による心の復興事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、被災者の参画による心の復興事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17の規定に基づき、被災者の参画による心の復興事業費補助金（以下「補助金」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(補助金の交付を申請できる事業の採択)

- 第2 別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、被災者の参画による心の復興事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査で選定されたものについて、審査の結果上位になったものから順に予算の範囲内で採択を行う。
- 2 審査委員会では、書類及び応募者による公開のプレゼンテーションを基に審査を行う。ただし、審査委員会委員の集合による審査が困難である場合等には、プレゼンテーションの実施を省略し、書面による審査のみとすることができるものとする。
- 3 第1項の規定による採択をしたときは、当該採択をした事業の実施を希望する補助事業者に対し、補助金の交付について内示するものとする。
- 4 補助事業者は、内示を受けた事業についてのみ補助金の交付を申請することができる。

(交付決定前着手)

第3 補助事業は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により補助金交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、補助事業者は、知事に対し、被災者の参画による心の復興事業費補助金交付決定前着手届（別紙様式）を提出するものとする。

(補助対象経費)

第4 要綱別表第1に規定する経費は、次に定める基準及び条件に基づき算定するものとする。

(1) 報酬、賃金

- ア 本事業実施のために従事した期間に係るものを対象とすること。
- イ 従事者ごとの活動内容が把握できる時間単位の業務日報を作成すること。
- ウ 1人当たりの報酬、賃金は、原則として次の金額を上限とすること。
- (ア) スタッフ（管理的業務）（常勤） 1時間当たり2,000円
 - (イ) スタッフ（管理的業務以外）（常勤） 1時間当たり1,500円
 - (ウ) アルバイト（時間単位勤務） 1時間当たり1,200円

(2) 報償費

講師等の専門性を勘案し、原則として、下記の金額を上限とすること。

- ア 大学教授級 1時間当たり7,900円
- イ 大学講師級（上席研究員、上席調査員等） 1時間当たり5,100円
- ウ 研究員、調査員（イに掲げる者を除く。） 1時間当たり4,600円

(3) 旅費

実費を基本とすること。

(4) 需用費

ア 燃料費

活動内容が分かる自動車管理簿（使用者、使用日時、出発地、目的地、使用目的、走行距離及びガソリン購入量が記載されたもの）を作成すること。

イ 茶菓代、食材費等

交流サロンでの茶菓代、料理教室での食材費等、1回の活動につき、参加者1人当たり500円を上限とすること。

(5) 施設、設備及び備品

ア 補助対象となる取組に必要な備品は、原則として賃借又はリースで対応すること。

イ やむを得ない理由により備品の購入を行う場合は、次に掲げる条件を満たす場合とする。

(ア) 補助事業の趣旨に合致すること。

(イ) 補助事業の実施に必要不可欠であること。

(ウ) 補助事業終了後の取扱いが明らかであり、かつ、確実なものであること。

(エ) 汎用性が高い他事業への転用が容易なものでないこと。

(事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業)

第5 要綱別表第1に規定する事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

(1) 参加者の半数以上が災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

(2) 孤立のリスクのある被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。

(3) 事業に参画した被災者が、自立的に事業を展開するための仕組みが設けられていること。

(実施状況の評価)

第6 補助対象期間の必要な時期に、審査委員会で補助事業の実施状況の評価を行う。

2 前項の評価は、補助事業者による公開のプレゼンテーションを基に行うものとする。

ただし、審査委員会委員の集合による評価が困難である場合等には、プレゼンテーションの実施を省略することができるものとする。

(参加者アンケートの実施)

第7 補助事業者は、県が別に示す内容により参加者へのアンケートを実施するとともに、アンケート結果を取りまとめ、県が別に定める様式により県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。